

1. 下水道審議会の検討状況について

1-①. 国土交通省事務連絡への対応の必要性

令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡が発出され、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ **ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。**
- ・ **令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率（※1）が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。**

出典：事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より抜粋（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日）

本町の下水道事業は、平成11年3月に供用開始しました。現在では供用開始から26年が経過し、新設整備の時期から維持管理・改築の時期に入りました。経営戦略の計画期間内である令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに現在の使用料単価（134～135円/m³）、経費回収率（約74～86%）を考慮すると、現状の料金体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となります。

経営基盤の強化にむけた財源確保と収支構造の適正化の観点から、下水道使用料改定の検討が急務となっています。

※1：経費回収率とは、汚水処理費（維持管理費）を使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標

1-②.総務省通知への対応の必要性

下水道使用料の水準に関し、平成26年8月29日付で総務省より以下の通知が発出され、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上への取り組みが求められています。

第3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項

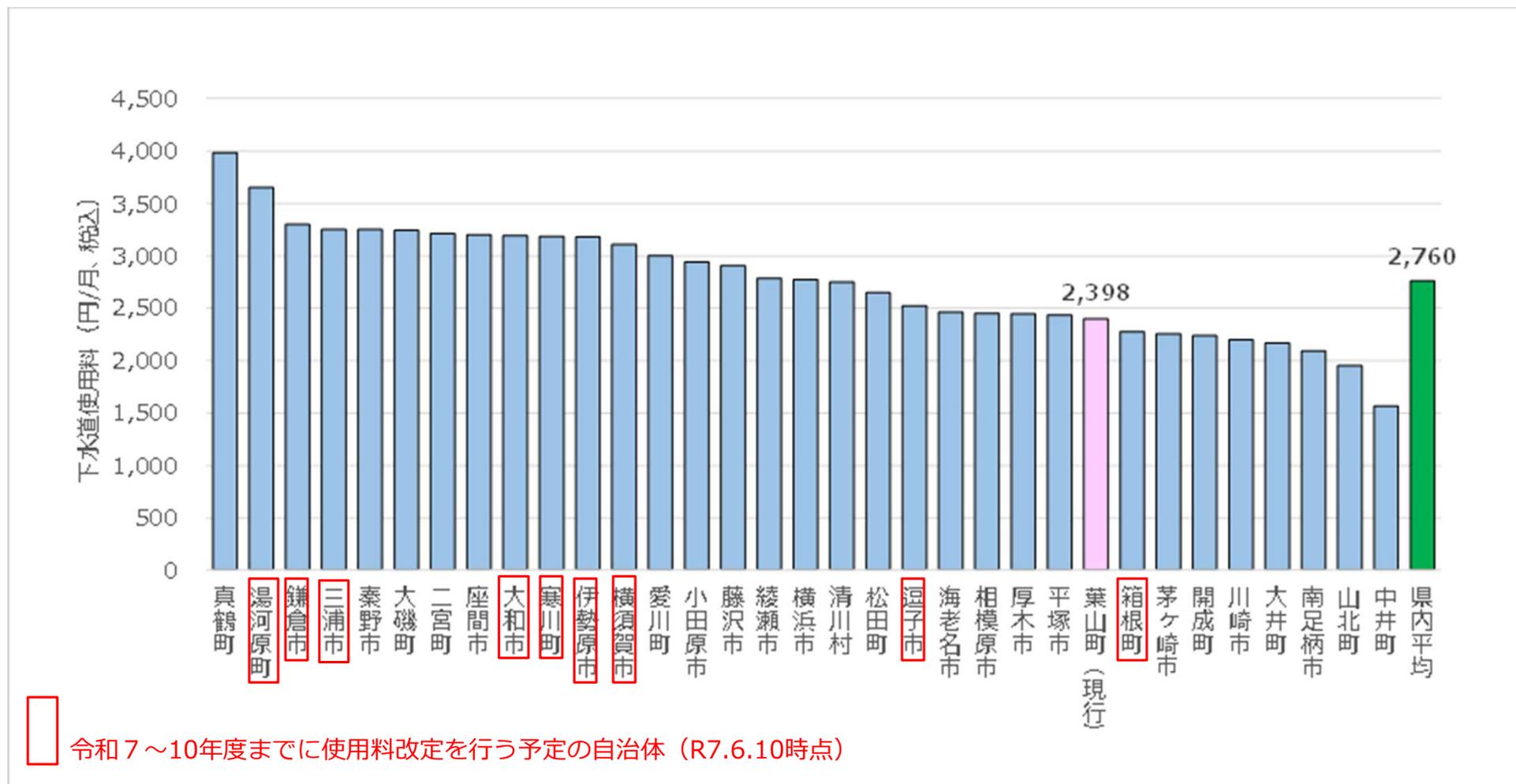
4. 下水道事業

- ⑦下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力**として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月3,000円/20m³**を前提として行われていることに留意すること。
- ⑧分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、**使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。**

出典：通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」より抜粋（総務省自治財政局公営企業課長等通知、平成26年8月29日）

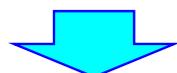
本町における月20m³あたりの下水道使用料は2,040円（税抜）であり、国が求める「**最低限行うべき経営努力：3,000円/20m³＝150円/m³**」の水準に達していません。また、現在は**下水道使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰り入れにより賄っている状況**であり、使用料の適正化に向けた取り組みが急務となっています。

1-③.令和5年度時点2か月25m³使用料（税込）の県内ランキングのグラフ



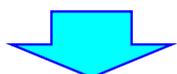
1-④.使用料改定の検討の流れ

(1) 現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m³、令和14年度～:165円/m³)に対し、最新の事業予定・物価上昇を反映した場合を検証



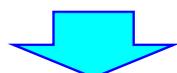
損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(2) 最新の事業予定・物価上昇を踏まえ、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



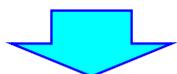
改定幅(仮)の算出、経営のさらなる効率化の必要性

(3) 最新の事業予定・物価上昇と官民連携事業による効果を反映し、現行経営戦略における使用料改定(令和8年度～:150円/m³、令和14年度～:165円/m³)での収支を検証



(1)と同様に損益が赤字となり、下水道経営の継続が困難に

(4) 最新の事業予定・物価上昇・官民連携事業による効果を反映した場合における、下水道事業の継続に向けた使用料単価の検討



下水道経営の継続に向けた、使用料改定(案)の提示

審 議

1-⑤.使用料改定の検討結果の概要

ケース	使用料単価 (下段 R5 : 134円/m ³ に対する改定率)	経営の見通し				評価	
		R8~R10	経費回収率	経常収支比率	資金残高		損益
(1) 最新事業予定を踏まえた 現行経営戦略の検証	150円/m ³ (11.9%)	×	×	×	×	×	
(2) 「最新事業予定 + 町直営」に必要な 使用料	① 経費回収率 100%を目標	199円/m ³ (48.5%)	○	×	△	×	△
	(※2) ② 経常収支比率 100%を目標	207円/m ³ (54.5%)	○	○	○	○	○
(3) 「最新事業予定 + 官民連携」に対する 現行経営戦略の検証	150円/m ³ (11.9%)	×	×	×	×	×	
(4) 「最新事業予定 + 官民連携」に必要な 使用料	③ 経費回収率 100%を目標	192円/m ³ (43.3%)	○	×	△	×	△
	(※2) ④ 経常収支比率 100%を目標	207円/m ³ (54.5%)	○	○	○	○	◎

○：経営の観点で好ましい状態、△：経営の観点で一部好ましくない状態、×：経営の観点で許容されない状態

※2：経常収支比率とは、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

1-⑥.答申に向けた審議結果の概要

●使用料算定期間

★使用料算定期間は、予測の確実性の観点から、一般的には3年から5年程度に設定することが適当とされています。一方で、近年の物価上昇は、過去に類を見ない状況であり、将来予測は非常に難しい状況です。

⇒算定期間は令和8（2026）年度から令和10（2029）年度までの3年間が適当。

●使用料改定幅

★現行経営戦略で予定していた使用料改定（令和8（2026）年：150円/m³）では、令和8（2026）年度に損益（※3）赤字が発生し、下水道事業の継続が困難となる見通しとなりました。

※3：損益とは、収益（料金収入や一般会計からの繰入金等）と費用（維持管理費や支払利息等）を差し引いた差額のこと。差額がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字

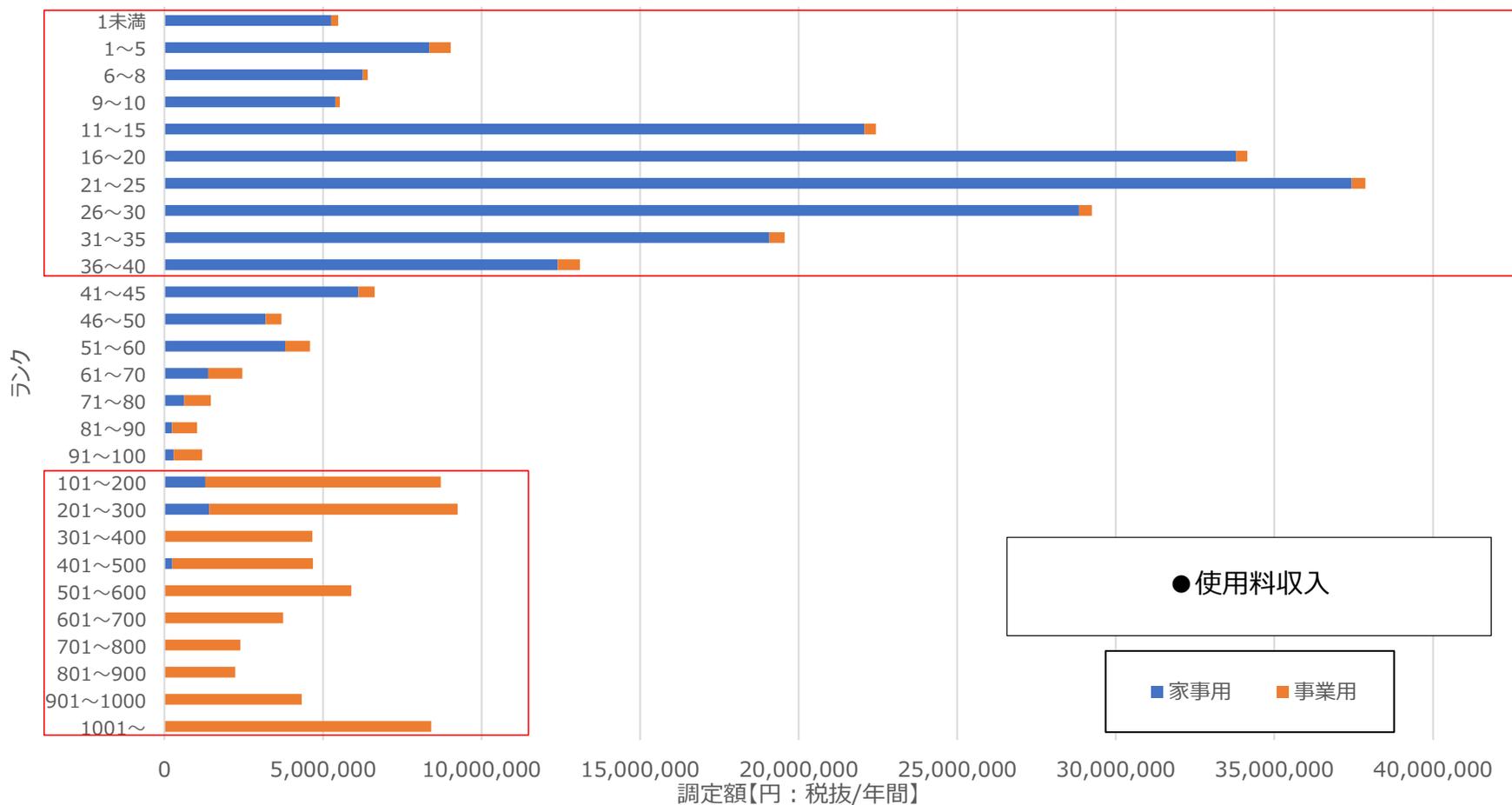
⇒損益黒字を確保可能な、平均改定率54.5%が適当。

●基本使用料の見直し

★基本料金は接続戸数により算定される収入であり、経営の安定化を図るためには、使用水量に影響されない基本料金の比率を高める必要があります。

⇒基本料金2,400円とし、安定的な財源を確保することが適当。

1-⑦. 現行の2か月水量ランク別の使用料収入（令和5年度）



1-⑧.基本使用料と従量使用料制のあり方について

2か月使用水量		現行 R5	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
		基本使用料（円）	1,280	1,980	
従量単価（円）					
水量 区分	17~30	100	160	150	130
	31~40	140	220	240	220
	41~60	170	270	280	260
	61~100	210	330	330	310
	101~200	250	390	390	370
	201~400	290	450	430	430
	401~600	330	510	500	490
	601~1,000	340	530	520	500
	1,001~2,000	350	550	530	510
	2,001~	360	560	540	520

1 - ⑨. 使用水量別の改定前後の下水道使用料（2か月当り、税抜）

2か月使用水量		現行 R5	【参考】 R6.10月～ 水道料金 (口径13mm)	【参考】 R7.10月～ 水道料金 (口径13mm)	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
		水量別 下水道使用料 (2か月当り) ・改定率 (下段)	16 m3	1,280 -	1,844 -	1,896	1,980 55%
25 m3	2,180 -		3,149 -	3,237	3,420 57%	3,330 53%	3,570 64%
30 m3	2,680 -		3,874 -	3,982	4,220 57%	4,080 52%	4,220 57%
40 m3	4,080 -		5,434 -	5,582	6,420 57%	6,480 59%	6,420 57%
50 m3	5,780 -		7,524 -	7,732	9,120 58%	9,280 61%	9,020 56%
100 m3	15,880 -		20,454 -	21,002	25,020 58%	25,280 59%	24,020 51%
200 m3	40,880 -		49,954 -	51,202	64,020 57%	64,280 57%	61,020 49%
500 m3	131,880 -		146,254 -	150,202	205,020 55%	200,280 52%	196,020 49%
1,000 m3	300,880 -		317,554 -	326,002	468,020 56%	458,280 52%	445,020 48%
2,500 m3	830,880 -		839,554 -	861,502	1,298,020 56%	1,258,280 51%	1,215,020 46%

1 - ⑩. 使用水量別の改定前後の下水道使用料 (1日当り、税抜)

2か月使用水量		現行 R5	【参考】 R6.10月～ 水道料金 (口径13mm)	【参考】 R7.10月～ 水道料金 (口径13mm)	CASE0 単純55%	CASE1	CASE2
		水量別 下水道使用料 (1日当り) ・改定率 (下段)	16 m3	21 -	31 -	32 -	33 55%
25 m3	36 -		53 -	54 -	57 57%	56 53%	60 64%
30 m3	45 -		65 -	66 -	70 57%	68 52%	70 57%
40 m3	68 -		91 -	93 -	107 57%	108 59%	107 57%
50 m3	96 -		125 -	129 -	152 58%	155 61%	150 56%
100 m3	265 -		341 -	350 -	417 58%	421 59%	400 51%
200 m3	681 -		833 -	853 -	1,067 57%	1,071 57%	1,017 49%
500 m3	2,198 -		2,438 -	2,503 -	3,417 55%	3,338 52%	3,267 49%
1,000 m3	5,015 -		5,293 -	5,433 -	7,800 56%	7,638 52%	7,417 48%
2,500 m3	13,848 -		13,993 -	14,358 -	21,634 56%	20,971 51%	20,250 46%